

岡崎市犯罪被害者等支援条例(案)の概要

1 条例制定の背景

- 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、犯罪等による生命・心身・財産上の直接的な被害だけでなく、被害後の様々な生活上の問題などに直面し、また社会から孤立することも多く、抱える負担は大きい。
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう社会全体で支え、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定に取り組む必要がある。

2 条例(案)の主な内容

目的

- 犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに受けた被害の軽減及び回復を図る。

基本理念

- 支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行う。
- 支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく、置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行う。
- 支援は、二次的被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市・市民・事業者・関係機関等が相互に連携・協力し、推進する。

支援体制等

- **市の責務**
…関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、支援に必要な施策を策定し、実施する。
- **市民の責務**
…犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、心情を尊重し、地域社会で孤立させないように努める。
市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力するよう努める。
- **事業者の責務**
…犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、就労及び勤務について配慮するよう努める。
市及び関係機関等が実施する支援に関する施策に協力するよう努める。
- **相談及び情報の提供等**
…市は犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、相談に応じ、必要な情報提供及び関係機関等との連絡調整を行う。
市は相談及び情報提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置する。

市が実施する施策

- 経済的負担の軽減等
- 日常生活の支援
- 居住の安定
- 精神的な被害の軽減又は回復
- 広報及び啓発
- 人材の育成

<想定される具体的な取組>

- 支援金の支給
- ホームヘルパー派遣
- 市営住宅の一時入居
- 臨床心理士等によるカウンセリング
- 講演会の実施
- 窓口対応研修受講 など

3 今後のスケジュール案

- パブリックコメントの実施 ⇒ 令和5年10月6日～11月6日
- 条例議案の提出 ⇒ 令和6年3月定例会
- 条例施行日 ⇒ 令和6年4月1日

国・県の実施

★平成17年4月 犯罪被害者等基本法施行

※第5条(地方公共団体の責務)

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」

★令和4年4月 愛知県犯罪被害者等支援条例施行



犯罪被害者等が置かれている状況



犯罪被害者等支援のイメージ

